

施策評価シート【分野別施策】

施策名		関係部					
2 -	地域福祉を充実する	福祉部					
所管事業に関連する成果指標							
指標名	単位	実績値					5年度 目標値
		改訂計画 策定時	2年度	3年度	4年度	5年度	
町内福祉村ボランティア登録者数	人	1,945	1,882	1,823	1,514	1,533	2,500
成年後見制度出張講座等参加者数（累計）	人	2,773	3,334	4,005	4,800	5,446	5,600
ゲートキーパー養成者数（累計）	人	2,985	3,605	3,778	3,874	4,049	4,850

関連事業

地域福祉推進事業 地域医療福祉拠点整備モデル地区構想推進事業 成年後見制度推進事業 ことごと命のサポート事業 生活困窮者自立支援事業 生活保護者自立支援事業 社会福祉協議会活動推進事業 共生社会ホストタウン事業

決算額

	2年度	3年度	4年度	5年度
事業費（千円）	291,048	294,249	285,897	314,123
執行率（％）	77.38	87.52	91.10	91.82

施策の推進に向けた主な取組の「成果」

- ・既設18地区の町内福祉村の新たな活動や取組を支援し、地域福祉活動の推進を図りました。また、各町内福祉村を対象とした調査で特徴的な活動を抽出して、町内福祉村会長会議等で伝達することにより、好事例を水平展開するとともに、町内福祉村を中心とした地域活動の活性化のために新たな取組の提案を行いました。
- ・旭地区において、ハード整備前から実施可能な事業を積極的に展開し、地域との情報共有を図りました。また、北街区の事業者誘致に向け、内閣府の地域再生制度支援措置の一つである「地域住宅団地再生事業」を活用するため、地域団体やUR都市機構などから構成される旭地区地域再生協議会での協議を経て、「平塚市平塚高村団地地域住宅団地再生事業計画」を作成し、国土交通大臣の同意を取得の上、公表しました。
- ・中核機関に移行した成年後見利用支援センターの機能を拡充し、成年後見制度に係る相談支援を行うとともに、出張講座や講演会等を実施し、成年後見制度の普及啓発を図りました。また、権利擁護人材育成講座などを実施し、成年後見制度の利用促進に寄与しました。
- ・相談窓口リーフレットの作成と配布、メンタルヘルスチェック「こころの体温計」のサービス提

供、自殺予防週間・強化月間関連事業、本を通した命の大切さの普及啓発等の取組を継続するとともに、ゲートキーパー養成等の研修や生き方・命の大切さを学ぶ講演会を開催し、自殺の問題や命の大切さについての理解を深めました。また、神奈川県と協働で自死遺族の方を対象とした、わかちあいの会を開催しました。

- ・「くらしサポート相談」窓口で、就職及び住居等の困りごとや不安を抱えている方の相談に対して、継続支援をすることにより、就労又は増収につなげるとともに、住居確保給付金を支給しました。また、必要に応じてアウトリーチでの相談支援をするるとともに、支援を必要とする人が適切に福祉制度等につながるよう、就労準備支援事業及び家計改善支援事業を含め、関係機関等との連携を図りました。
- ・就労支援員による相談やハローワークとの連携で就労につなげ、生活保護受給者の自立を促進しました。また、生活困窮世帯等の中学生や高校生を対象とした学習支援事業を行いました。
- ・小学校での手話ダンス公演や地域共生フォーラムでの共生社会に関する講演を通して、地域共生社会の実現を目指した啓発を行うとともに、共生社会に関するパネル展を実施したほか、福祉シヨップ「ありがとう」の取組を実施しました。

施策を推進する上での「主な課題（・）」と課題解決を図るための「取組方針（ ）」

- ・町内福祉村の参加ボランティアの拡大や、地域全体の課題に目を向けた活動の展開を進める必要があります。また、事業の将来に向けて新たな展開を検討していく必要があります。さらに、福祉村未設置地区については、新規開設に向けた地域での検討を活発化する必要があります。地域で必要とされる取組が活発に実施されるよう、引き続き支援するほか、各町内福祉村や他市での地域福祉活動事例などを積極的に共有し、新たな取組を喚起します。また、地域の事業者や、関連する取組等を進める各種団体等との連携など、これまでの事業の枠にとらわれずに取組の多様化を図ります。さらに、様々な機会をとらえて町内福祉村の設置について、地域へ積極的に働きかけることで、地域で新規開設に向けた検討を活発化します。
- ・地域医療福祉拠点整備モデル地区構想の推進について、地域の要望を一つでも多く公募条件に反映できるよう、UR都市機構と引き続き緊密に連携をしていく必要があります。引き続き、実施可能なソフト事業を旭地区で展開するとともに、地域団体の会合などを通して、地域へ情報提供を適宜行っていきます。また、「北街区」に設置をする多目的スペースの設置・運営手法や機能などについて、研究を進めます。
- ・支援が必要な人を適切に成年後見制度へつなぎ、その人の権利を守る必要があります。平塚市成年後見制度利用促進計画に基づき、中核機関と成年後見制度の周知を図るとともに、成年後見制度の利用支援を推進します。また、市民後見人の養成、後見サポーターの活動支援や後見人に限らない権利擁護人材の育成、市民後見人選任に向けた支援を行います。
- ・自殺者数を着実に減少させていくために、誰もが安心して生きがいを持って暮らせる社会をつくる必要があります。平塚市自殺対策計画に基づき、自殺対策に関する正しい理解の普及啓発、ゲートキーパー養成、自死遺族支援など総合的自殺対策を推進します。
- ・社会的経済的自立を実現するため、個別の事情に応じ包括的、継続的に支援していく必要があります。平塚市生活困窮者自立支援計画に基づき、自立相談支援事業を実施します。また、任意事業の一時生活支援事業、家計改善支援事業及び就労準備支援事業を引き続き実施します。生活保護受給

者に対しては、就労支援員やハローワークを活用して就労を支援するとともに、中学生や高校生を対象とした学習支援や、子ども支援員が中学生・高校生が属する世帯の家庭問題や進路選択の支援等を行い、切れ目のないサポート体制で生活保護からの自立につなげます。また、健康管理支援事業を拡充します。

- ・地域共生社会の実現に向けて、市民の意識を醸成していく必要があります。

庁内関係課との連携のもと、共生社会ホストタウンの理念に基づく啓発事業を実施し、関連イベント等の機会を通して、意識啓発を行います。